

今後の広域連携の推進のあり方について（報告）

令和6年（2024年）3月

新たな広域連携支援制度検討ワーキンググループ

北海道における広域連携の現状について、国の広域連携制度（定住自立圏・連携中枢都市圏）の活用や、道の広域連携制度である「市町村連携地域モデル事業」（平成27年度～令和元年度）や「広域連携加速化事業」（令和2年度～令和6年度）の推進により、広域連携の取組が深化・発展するとともに、新たな枠組みで広域連携の取組を行う地域が誕生した。

これまで広域連携制度に取り組む地域数や取組数、すべての市町村で連携の取組を実施することを目標とし、その達成が見えてきているところだが、依然として多くの課題が残り、今後も2040年頃にかけて生じる人口構造の変化等に伴い顕在化する課題に的確に対応し持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を超えた連携が重要である。

そのような中、広域的な地方公共団体である道が、広域連携加速化事業が終了する令和7年度以降も引き続き広域的な連携を活用して地域が抱える様々な課題に対処することが必要であることから、北海道市長会及び北海道町村会と北海道で構成する「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」（以下「促進検討会」という。）の下にワーキンググループを設置し、令和7年度以降の道における広域連携の推進のあり方について検討を行ったので報告する。

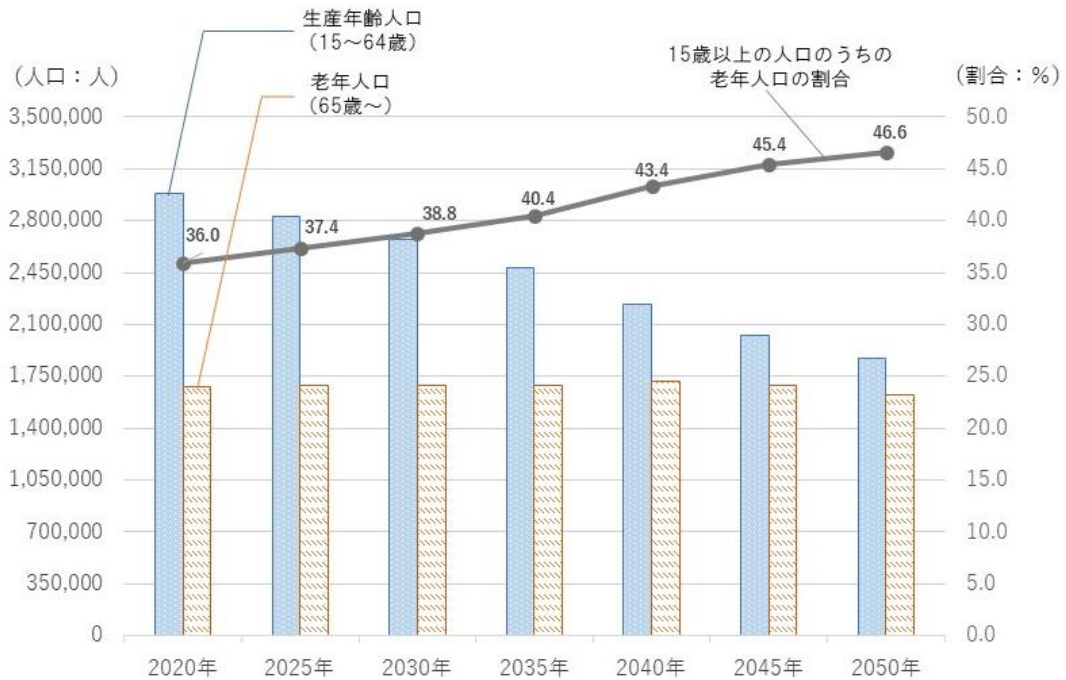
なお、本報告書は道に対する提言としての位置付けであり、具体的な事業内容を示したり、事業実施を指示するものではない。

1 広域連携を推進する必要性

（1）市町村において今後顕在化する変化・課題

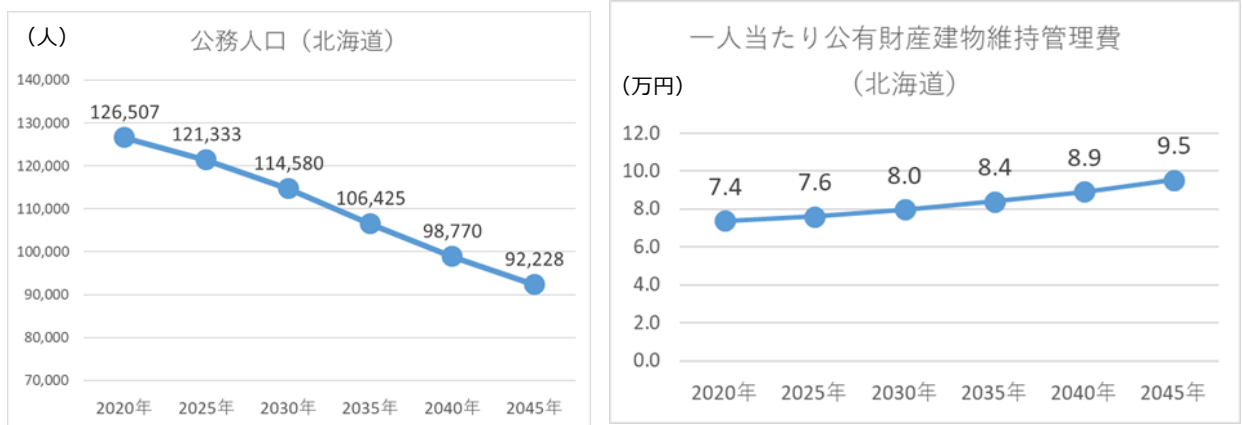
北海道では今後人口減少がさらに深刻化し、65歳以上の高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて人口構造の変化が進み、地域社会の持続可能性に関する次のような様々な課題が顕在化すると予想されている（図1・2、表1）。

図1 北海道における将来推計人口（生産年齢人口、老年人口）



参考：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

図2：推計公務人口、公有財産建物維持管理費予測の変化



参考：千葉大学大学院社会科学研究院【倉阪研究室】「未来カルテ」

脱炭素地域戦略研究(OPoSUM-DS)/地域ストックマネジメント研究(OPoSSuM)

表1 人口減少・高齢化に伴い今後生じると想定される行政課題

分野	具体的事項
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足（特に専門職）、人材育成 ・税収減による行政サービス水準の低下
医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護サービス等の需要増加 ・救急出動件数の増加 ・高齢者の生活支援等の需要増加・多様化 ・生活困窮者の増加 ・障がい福祉等のニーズの増加
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・社会構造の変化に即した子育て環境の整備 ・支援を必要とする子供の増加・多様化 ・学校の老朽化への対応 ・小規模校や廃校の増加による教育機会の喪失
地域づくり・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人口流出、移住・交流の停滞 ・地域経済の衰退、雇用の減少 ・自治会等の活動縮小などによる地域の自治機能の低下
空間管理・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等における集落機能の低下 ・空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加 ・老朽物件の増加 ・所有者不明土地等の増加 ・災害リスクの上昇、防災体制の縮小
インフラ・地域公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ・公共施設の需要変動への対応 ・地域公共交通の利用減少による撤退・縮小
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の上昇 ・市町村職員体制の見直し

人口構造の変化は、幅広い分野にわたりサービスの需要と供給に大きな影響を与え、多くの変化・課題の要因となり、今後多くの市町村において単独でフルセットの行政サービスの提供が困難となることが予想される。各市町村の人口構造の変化の現れ方は多様であり、行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にして、これらの変化や課題に適切に対応し、持続可能な行政サービスを維持していくことが必要である。

(2) 広域連携を推進する必要性

2040年頃にかけての人口構造変化に伴い顕在化する課題に対応し、今後の資源制約の下で持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくために、広域分散型の地域特性を有する本道においては、各地域の特性を活かしながら、地域や組織の枠を超えて生活圈や経済圏を同一にする地方公共団体が連携・役割分担することで住民の暮らしを支える力を高めていくことが必要であり、適切な相互補完と役割分担による広域的な連携が重要である。

なお、連携に当たっては、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要であり、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、道と市町村の連携、道による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当である。

また、既に連携中枢都市圏や定住自立圏を形成するなど、広域連携の取組が一定程度進んでいる地域においても、広域連携の取組内容をより深化させる必要がある。

2 広域連携の進捗状況

道では、定住自立圏や連携中枢都市圏の国の広域連携制度の活用に加え、地域の活性化を図ることを目的として、平成27年度から独自の広域連携支援制度を設け、地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進してきた。

なお、道内には、事務の共同処理制度の活用による広域行政や、国や道の広域連携制度によらない独自の自治体間連携を実施している市町村が存在するが、本報告においては、平成27年度からの道の広域連携制度の成果や課題を受けて、令和7年度以降の広域連携の推進のあり方について検討結果を報告するものであるため触れないこととする。

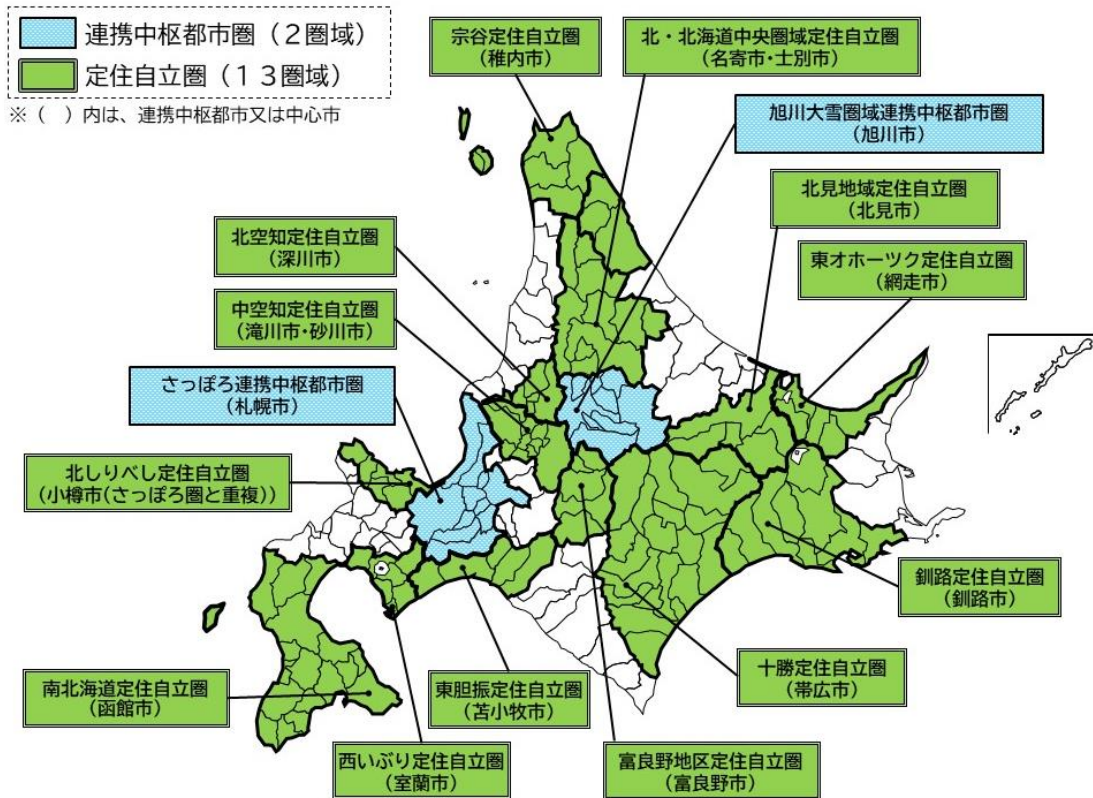
(1) 国の広域連携制度の活用（定住自立圏・連携中枢都市圏）

国の広域連携制度である定住自立圏は、令和元年10月までに14圏域が形成されたが、令和3年10月に旭川市が連携中枢都市宣言を行ったことから、令和4年1月に「上川中部定住自立圏」から「旭川大雪圏域連携中枢都市圏」に移行した。また、令和4年3月には「網走市大空町定住自立圏」に斜里町、清里町、小清水町が新たに参加したことで「東オホーツク定住自立圏」に移行し、令和5年10月現在、道内では13圏域が形成されている。

加えて、令和2年の国勢調査の結果を受けて、岩見沢市が中心市の要件を満たすこととなり、定住自立圏の形成に向けて周辺市町等との調整を行っている。

また、連携中枢都市圏は、札幌を連携中枢都市とする「さっぽろ連携中枢都市圏」と「旭川大雪圏域連携中枢都市圏」が形成されており、それぞれ広域連携により幅広い事業に取り組んでいる。

図3 定住自立圏・連携中枢都市圏の形成状況



（2）道の広域連携支援制度の活用

広域分散型の地域構造で小規模な市町村が多い本道においては、定住自立圏や連携中枢都市圏等の要件を満たすことができず、制度の対象とならない地域が多く存在する。

このような地域においても広域連携の取組が進むよう、道では平成27年度から令和元年度にかけては「市町村連携地域モデル事業」、令和2年度から令和6年度にかけては「広域連携加速化事業」により支援を行っている。

① 市町村連携地域モデル事業（平成27年度～令和元年度）

ア 概要

○ 目的

地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進し、行政サービスを持続的に提供していくため、中心的役割を果たす自治体を核とした連携、自治体同士の相互補完と役割分担による連携など、様々な連携を定住自立圏構想の活用が困難な地域などに広げることにより、道内各地域において、効率的、効果的な広域連携を進め、地域における人口減少問題へ対応するとともに、地域全体の活性化を図る。

○ 事業概要

市町村連携地域モデル事業（以下「モデル事業」という。）は平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の事業として実施され、地域づくり総合交付金のメニュー事業として支援を行った。

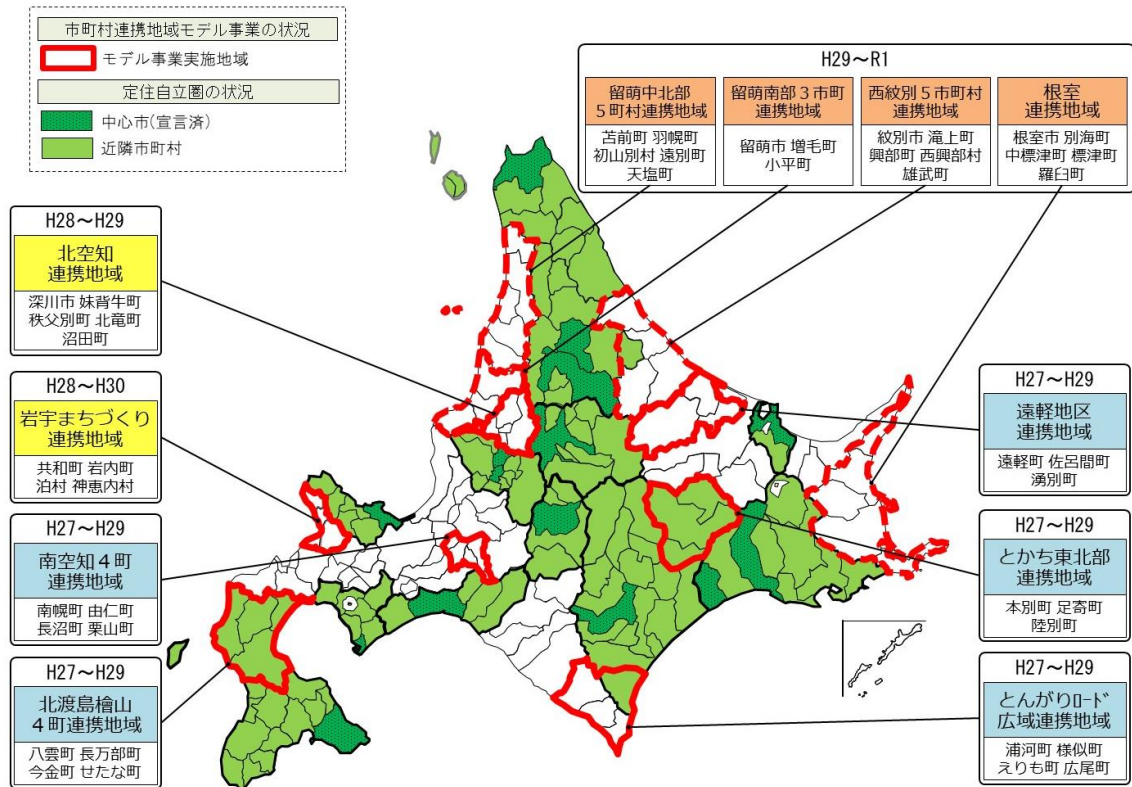
交付金対象地域の要件は、「①定住自立圏または連携中枢都市圏による連携の取組を行っていない市町村」及び「②「複数市町村によるフラットな連携にあっては、国立社会保障・人口問題研究所による 2040 年の市町村の人口減少率が、概ね 30% 以上」及び「新・北海道総合計画で位置づけられている地域中心都市又は中核都市群の市町と隣接市町村による連携にあっては、人口減少率が、中心となる市町を除く市町村全体で概ね 30%以上」の全て」を満たすこと、又は「③他地域の取組の参考となる将来的な課題を見据えた先駆的でモデル性が高く持続可能な連携に取り組む地域」としており、国の広域連携制度を活用できない市町村への支援を基本としながらも、先駆的な事例については例外を認めるものとし、幅広い枠組みでの広域連携を支援するものとなっていた。

交付額は 1 市町村あたり 500 万円を上限とした定額交付で、新規事業の採択は平成 29 年度までとし、申請年度を含めて最大 3 年間の支援を行った。

○ 事業実施地域の概要

モデル事業を開始した平成 27 年度から、南空知 4 町連携地域、とんがりロード広域連携地域、北渡島檜山 4 町連携地域、遠軽地区連携地域、とちかち東北部連携地域の 5 地域で取組が開始された。平成 28 年度からは北空知連携地域、岩宇まちづくり連携地域で取組が開始され、平成 29 年度からは留萌南部 3 市町連携地域、留萌中北部 5 町村連携地域、西紋別 5 市町村連携地域、根室連携地域で取組が開始され、モデル事業開始以降、11 地域 45 市町村で取組が行われた。

図4 市町村連携地域モデル事業の実施状況（R1時点）



イ 連携地域における取組内容

モデル事業では、「産業振興」の分野での取組地域数が最も多く、広域観光や特産品開発の取組が実施された。参加する市町村や事業者が納得感の得られる成果を求めて取組が進められた結果、マネジメントに関するマンパワーや経費の効率化が図られ、単独市町村では限られる地域資源や人材、財源などを圏域で相互補完し、広域的な事業に取り組むことが可能となり、各地で特産品が生み出された。

「産業振興」に次いで取組地域数が多かった「地域内外の住民との交流・移住促進」の分野では、空き家を活用した移住促進の取組や修学旅行生の受け入れによる地域内外での交流などが実施され、中には連携地域での移住サポートセンターの開設に至った地域があり、移住希望者への提案や受入環境の体制整備が進み、効率的、能率的に对外PRを実施できるようになった。

このほか、「医療」「福祉」「教育」の分野についても上記の分野よりは少数になるものの取組が行われ、「医療」の分野では地域の専門人材を確保するための取組が実施され、実際に医師の確保につながるなど、広域連携に取り組むことによる有効性が確認された。「福祉」の分野においては療育施設の広域利用を実施。また、「教育」の分野においては教育旅行や地域学習の誘致などが行われ、大学のゼミ合宿誘致の事業では、大学生のアイディアを活用した地域振興や交流人口の拡大、広域での受入環境の整備につながるなど、取組の効果を確認できた。

なお、最大3年間の交付金による支援期間の終了後は、一部地域が定住自立圏へ移行したが、多くの地域でモデル事業の圏域を維持したまま自走化して取組を継続している。また、一部の地域ではモデル事業に引き続き、広域連携加速化事業により新たな連携の取組を実施している。

表2 市町村連携地域モデル事業の実施地域・実施事業一覧

年度	連携地域	実施事業
H27～	南空知4町連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・知名度向上事業 ・行政職員育成事業
	とんがりロード広域連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・日高王国事業 ・4町観光広域宣伝事業
	北渡島檜山4町連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」と「観光」推進事業 ・教育振興推進事業
	遠軽地区連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療対策事業 ・特産品等開発・普及事業
	とかち東北部連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地域づくり推進事業 ・空き家を活用した移住定住促進事業 ・ふるさと応援事業
H28～	北空知連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広域観光実践プロジェクト事業
	岩宇まちづくり連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・岩宇エリアDMOプラットフォーム構築事業 ・地場産品消費拡大等促進事業 ・小中高生地域学習普及促進事業
H29～	留萌南部3市町連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携プロモーション事業 ・地域間交流等誘致促進事業
	留萌中北部5町村連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・移住プロモーション事業 ・行政職員育成事業 ・フードin留萌チャレンジ事業
	西紋別5市町村連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・療育機能の強化事業 ・広域観光の推進事業
	根室連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住促進事業 ・教育旅行誘致事業 ・広域観光の推進事業 ・大学ゼミ合宿等誘致事業 ・農業の担い手確保事業

② 広域連携加速化事業（令和2年度～令和6年度）

ア 概要

○ 目的

人口減少と高齢化が深刻化する 2040 年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、市町村が各種行政サービスを持続的に提供できるよう、これまでの広域連携の取組を深化・発展させるとともに、広域連携の形成に至っていない地域を含め新たな取組を展開していくことで、地域全体の活性化を図る。

○ 事業概要

広域連携加速化事業（以下「加速化事業」という。）は令和2年度から令和6年度までの5年間の事業として実施されており、地域づくり総合交付金のメニュー事業として支援を行っている。

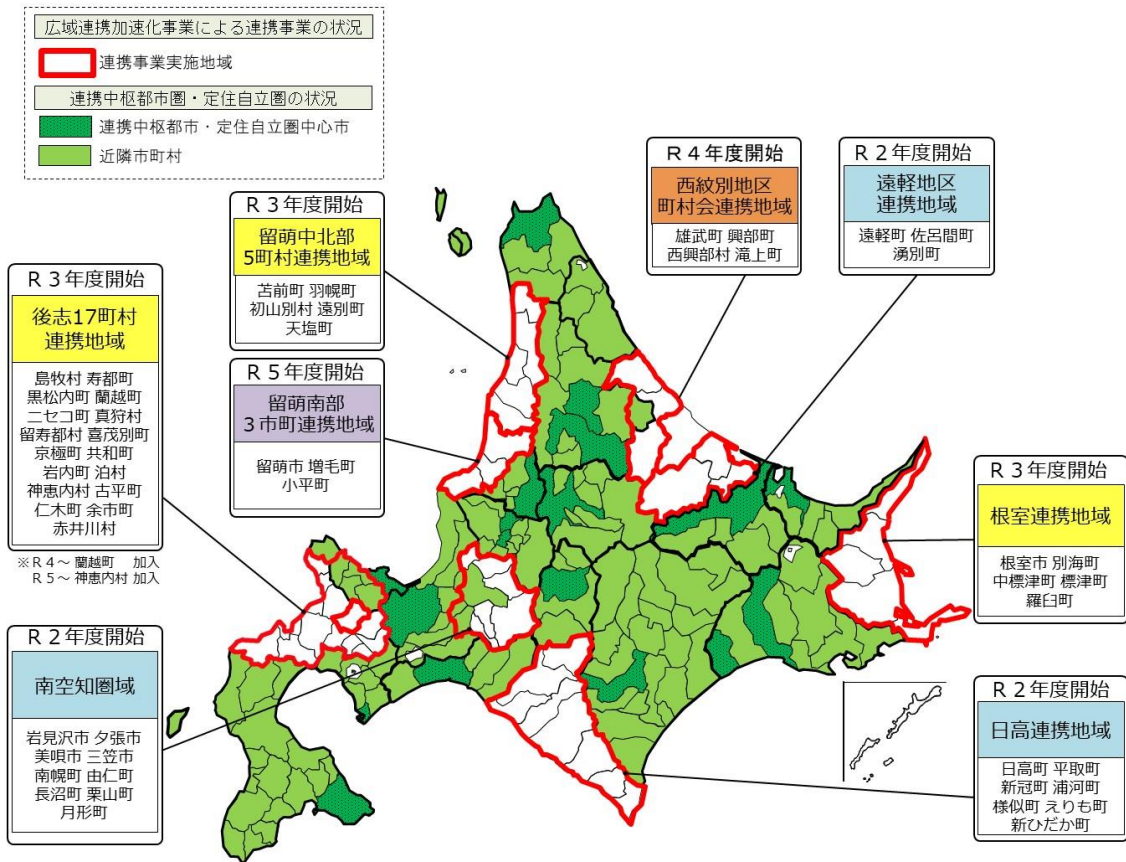
交付金対象地域の要件は、「①国の広域連携制度の活用が困難な市町村を1／2以上含む地域」、「②広域連携による地域活性化・課題対応を目的として地域連携協定を締結、地域連携ビジョンを定めている地域」としており、国の広域連携制度を活用できない市町村への支援の主軸としている。

交付額は1地域あたり1,000万円を上限とした定額交付で、申請年度を含めて最大5年間の支援を行う。

○ 事業実施地域の概要

加速化事業を開始した令和2年度は、南空知圏域、日高連携地域、遠軽地区連携地域の3地域で取組が開始された。令和3年度からは令和2年度に取組を開始した地域に加え、後志15町村連携地域、留萌中北部5町村連携地域、根室連携地域でも取組が開始された。令和4年度には後志15町村連携地域に蘭越町が加わり後志16町村連携地域で取組を実施し、西紋別地区町村会が新たに取組を開始した。令和5年度には後志16町村連携地域に神恵内村が加わり後志17町村で取組を実施、新たに留萌南部3市町連携地域が取組を開始し、令和2年度の加速化事業開始以降、8地域53市町村で取組が行われている。

図5 広域連携加速化事業の実施状況（R5.10時点）



イ 連携地域における取組内容

加速化事業では「連携市町村における人材の育成」の分野で取組地域数が最も多く、人口減少・高齢化やそれに伴う税収減等により、行政職員の数も減少すると見込まれている中で、行政に対するニーズの高度化・複雑化に対応するため個々の職員の能力向上が求められることから、優先課題として取り組む地域が多くなっていると考えられる。連携することで、単独市町村では開催が難しい研修が実施可能になったほか、「連携市町村の職員等の交流」と併せて実施することで、市町村間の情報共有等がスムーズに行えるようになった。また、「防災」の分野と絡めて防災教育や訓練を行う地域もあり、連携地域で取組を行う効果を確認できた。この分野には、人材確保の取組も含まれており、「医療」や「福祉」の分野も絡めて専門人材を採用するための取組を実施している。

また、広域分散型の北海道では、自家用車の利用者が多いものの、子供や高齢者などにとって地域公共交通は生活に欠かせないものであり、今後も地域公共交通の維持・確保に向けた取組が必要である。「地域公共交通」では、利用促進や利便性の向上を目的として、広域バスマップの作成やバスや鉄道などの利用促進に向けた取組が実施

されている。

また、「デジタル・ディバイドの解消に向けた ICT の活用」及び「機能の集約化」の分野では、行政及び地域における課題に ICT を活用して対処すべく、研究・検討を進めており、全国的なデジタル化の流れも汲んだ取組となっている。

行政における ICT の活用では、主に学習会や連携地域内での事務の共同化の検討を実施している。DX 化・ICT 活用に係る専門部署がない市町村も多く、学習会を実施することで、まずは人材を育成するところから取りかかり、連携地域内で同等の知識を得ることができた。

地域における ICT の活用では、有害鳥獣対策としてセンサーカメラによるヒグマ等捕獲用罠の監視の実証試験を実施し、導入方法や導入による効果、運用に必要なコストなど運用にあたっての課題を具体的に確認した。

表3 広域連携加速化事業の実施地域・実施事業一覧

年度	連携地域	実施事業
R2～	南空知圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域基礎調査（R2 のみ） ・地域防災体制の充実 ・地域公共交通の維持確保と利用促進 ・ICT インフラの研究・活用
	日高連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス ICT 活用調査検討事業 ・地域公共交通利用促進事業 ・地域 ICT 利活用促進事業
	遠軽地区連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療対策事業
R3～	後志 15 町村連携地域 ※R4～蘭越町、R5～神恵内村の加入に伴い、「後志 17 町村連携地域」に連携地域名を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・後志 15 町村新規採用職員研修 ※R5「後志 17 町村」に事業名を変更
	留萌中北部 5 町村連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員研修事業・行政職員交流事業
	根室連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関連勉強会事業 ・人事担当者研修会
R4～	西紋別地区町村会連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域専門人材確保対策事業
R5～	留萌南部 3 市町連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画基礎調査事業 ・ごみ分別適正化事業

③ モデル事業と加速化事業の比較

ア 実施制度

表4 モデル事業と加速化事業の制度比較

	モデル事業	加速化事業
目的	地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進し、行政サービスを持続的に提供していくため、中心的役割を果たす自治体を核とした連携、自治体同士の相互補完と役割分担による連携など、様々な連携を定住自立圏構想の活用が困難な地域などに広げることにより、道内各地域において、効率的、効果的な広域連携を進め、地域における人口減少問題へ対応するとともに、地域全体の活性化を図る	人口減少と高齢化が深刻化する 2040 年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、市町村が各種行政サービスを持続的に提供できるよう、これまでの広域連携の取組を深化・発展させるとともに、広域連携の形成に至っていない地域を含め新たな取組を展開していくことで、地域全体の活性化を図る
事業年度	平成 27 年度～令和元年度	令和 2 年度～令和 6 年度
対象地域	<p>1) 定住自立圏構想等の取組を行っていない地域。</p> <p>2) ①複数市町村によるフラットな連携にあっては、2040 年の市町村の人口減少率が、概ね 30%以上であること。</p> <p>②新・北海道総合計画で位置づけられている地域中心都市又は中核都市群の市町と隣接市町村による連携にあっては、人口減少率が、中心となる市町を除く市町村全体で概ね 30%以上であること。</p> <p>3) 先駆的な取組を行う地域。</p> <p>※1)及び2)の全て、または3)を満たす地域</p>	<p>1) 国の広域連携制度の活用が困難な市町村を 1 / 2 以上含む地域。</p> <p>2) 広域連携による地域活性化・課題対応を目的として地域連携協定を締結、地域連携ビジョンを定めている地域。</p>
交付額	1 市町村あたり上限 500 万円	1 地域あたり上限 1,000 万円
支援期間	最大 3 カ年 (事業の新規採択は平成 29 年度まで)	最大 5 カ年 (令和 6 年度まで)
前進プラン	—	要
協定・ビジョン	要	要
対象分野	医療、福祉、教育、 <u>土地利用</u> 、 <u>産業振興</u> 、 <u>防災</u> 、 <u>地域公共交通</u> 、 <u>ICT インフラ</u> 、 <u>交通インフラ</u> 、 <u>地産地消</u> 、 <u>交流移住</u> 、 <u>職員等の交流</u>	医療、福祉、教育、 <u>環境</u> 、 <u>防災</u> 、 <u>機能の集約化</u> 、 <u>地域公共交通</u> 、 <u>ICT の活用</u> 、 <u>人材の育成</u> 、 <u>職員等の交流</u>
	※ ____ は加速化事業では対象外の分野	※ ____ はモデル事業では対象外の分野

モデル事業では、定住自立圏等の国の広域連携制度を活用できない地域（以下「空白地域」という。）に対する支援を主体としながらも、先駆的な取組を実施する地域については例外的に交付金の対象となっているため、定住自立圏等に参加している市町村を含む地域での事業実施も可能となっている。

定住自立圏や連携中枢都市圏は中心市（連携中枢都市）と中心市以外の圏域を構成する市町村（以下「近隣市町村」という。）が1対1で協定を結ぶものであり、圏域としての取組には必ず中心市が入ることになり、近隣市町村同士のみでの取組は定住自立圏等の財政措置の対象とはならない。

モデル事業では、先に述べたとおり、先駆的な取組を実施する地域については定住自立圏等を構成する市町村であっても交付対象となるため、それまで中心市と抱える課題の違いなどから圏域としての取組にはならなかったものについても、課題に対する温度感が一致する近隣市町村同士での取組を道の支援のもとで実施することが可能となった。

一方、加速化事業では、「国の広域連携制度の活用が困難な市町村を1/2以上含む地域」という要件を設けており例外規定はないため、交付金を活用できるのは空白地域と国の制度を活用している市町村のうち空白地域に隣接する市町村のみであり、連携地域形成の段階で交付対象が絞られている。

また、モデル事業は1市町村あたり上限500万円までとなっており、地域によっては全体で上限2,500万円までとなるなど構成市町村数に比例して実施可能な事業規模も大きくなっているが、加速化事業では構成市町村数にかかわらず地域で1,000万円としているため、1市町村あたりで見るとモデル事業よりも規模が小さくなる。

支援期間を比較すると、モデル事業では新規事業採択をモデル事業開始から3年の平成29年度までとし3カ年の支援を実施したが、加速化事業では最大5カ年の支援を実施し、令和6年度まで新規事業を受け付けることとしている。これにより、地域によって連携地域の形成から事業実施に至るペースが異なる中でもそれぞれの進捗状況に応じて支援することが可能となり、現に加速化事業開始から4年目となる令和5年度にも新たな連携地域の枠組みでの取組が開始された。

イ 地域連携協定及び地域連携ビジョンに規定する内容

表5 モデル事業と加速化事業における地域連携協定及び地域連携ビジョンの内容
（交付金活用分野）

分野	モデル事業	加速化事業
産業振興	11 地域	対象外
	広域観光、特産品開発	—

交流 移住	7 地域	対象外
	移住定住促進、交流人口拡大	—
医療	3 地域	2 地域
	医師確保対策、地域医療対策	医師・看護師等の人材確保
福祉	2 地域	1 地域
	療育機能強化	保育士・保健師等の人材確保
教育	2 地域	—
	社会教育イベント連携、小中学生の人材育成	—
環境	対象外	1 地域
	—	地球温暖化対策実行計画基礎調査、ごみ分別適正化
防災	—	2 地域
	—	防災教育・訓練、避難所設営に必要な物資の共同備蓄
機能の 集約化	対象外 ※機能の集約化を目的とする「土地利用」は交付対象	2 地域
	—	行政サービスにおける ICT の活用
地域公 共交通	—	3 地域
	—	公共交通利用促進、バス時刻表の作成・配布
ICT の活用	—	4 地域（留萌 3 市町連携地域含む）
	—	有害鳥獣対策における ICT の活用、スマホ教室
人材の 育成	2 地域 ※モデル事業では「人材の育成」と「職員等の交流」は同一分野	4 地域
	—	行政職員の合同研修、専門人材の確保
職員等 の交流	行政職員の合同研修	2 地域
		新規採用職員等の交流

地域連携協定及び地域連携ビジョンに記載された取組分野について、モデル事業では産業振興や交流移住の取組が交付金対象事業となっていたものの、加速化事業では“基幹的行政サービスの維持”を目的としていることから産業振興や交流移住の取組を対象としていない。

産業振興や交流移住は広域での取組が有効であることから比較的連携して取り組みやすい分野とされており、モデル事業において3年間の事業募集期間で 11 もの連携地域が形成されたことや、その連携地域すべてで産業振興の取組が実施されていることが

らも、対象分野の取り組みやすさが連携地域の形成のしやすさにつながる要因の1つと考えられる。

一方、加速化事業では、1つの分野への大きな偏りはなく、各地域が抱える課題に合わせた様々な分野で取組が行われている。“基幹的行政サービスの維持”を目的としているため、結果としてモデル事業と比較すると、人口減少や高齢化に伴う公務人口の減少や業務負担の増加など優先制の高い課題に対応するための取組を多く実践するなど広域連携の取組を展開している。

④ 成果

連携事業を実施した結果、単独の市町村では実施が難しい事業が実施できたことや、事業の効率化が図られスケールメリットが得られるといった広域連携の有効性が確認でき、広域連携の取組の深化・発展につながった。また、新たな枠組みで広域連携の取組を行う地域が誕生するなど、持続的な行政サービスの維持に向けた動きが一定程度進んだ。

一方で、広域連携を推進する上での課題により取組が進まない地域や分野があり、目的の達成に向けた取組としては道半ばの状況にある。

3 広域連携の課題と対応の方向性の整理

(1) 広域連携を推進する上での課題

広域連携の課題は、主に「未来予測」、「庁内理解」、「財源確保」、「事務局負担」、「難しい連携テーマへの対応」の5点にまとめることができる。

① 未来予測

「未来予測」は将来的なまちの姿を見据え、それに向かって課題を明らかにし、取り組むことを定めるために必要な前提としての材料だが、財政的・人的・時間的な余裕がなく作成できない市町村が多い状況にある。

このことにより、地域の未来予測が十分でなかったことや目指す未来像が明確でなかったことなどのため、連携して取り組むべき課題を見出せず、新たな取組が生まれない面があった。そもそも、周辺市町村と広域連携について話し合う機会がないことが課題となっている。

なお、国の要綱に沿って、複数の市町村で地域の未来予測を共同作成する場合、その作成に要する経費については一部特別交付税措置があるが十分ではなく、求められる水準のものを作成する労力は大きい。

※地域の未来予測：それぞれの地域が、「目指す未来像」の議論の材料となる重要な将来推計のデータを、客観的かつ長期的な視点で整理したもの

<整理>

- 総合的な広域連携には未来予測の作成とそれを基にした地域のあり方検討は不可欠である。
- 人的負担・財政的負担等により未来予測の作成自体が課題となっており、未来予測の作成に必要以上の労力がかからないよう、国は作成支援に係るツールやフォーマットを用意するなど、積極的に支援することが必要。
- 精緻な予測を立てることは必ずしも必要ではなく、効率的に作成することが期待される。
- 作成の労力だけではなく、作成することで明らかになった課題への対応も大きな負担となるため、何らかの支援が必要。課題にはすべて取り組まなければならないという圧力が生じる可能性があり、すべてに取り組むのではなく、優先順位を付けるといった対応も必要。
- 現状直面している課題については、未来予測がなくても連携による取組は実施可能。
- 日頃から周辺市町村と地域課題について情報共有や意見交換する場の設定が必要。

② 庁内理解

市町村の広域連携を担当する部局（主に企画担当部局）は広域連携の必要性についてある程度理解があるものの、事業部局で理解が進んでいない状況がある。日々の業務への対応や人手不足により広域連携について考える余裕がない。結果、広域連携担当部局が広域連携により取り組むべき課題について事業部局と意見交換する状況になく、広域連携が進まない。

また、将来的な状況変化による課題への対応のために今から取り組むというのは、遠い未来に向けた取組と受け止められており、目の前の課題が優先される。

さらに、広域連携のために今までのやり方を変えて新しいことを始めるのはエネルギーが必要であり、調整等の手間に時間がかかるという考えがある。

<整理>

- コスト削減など、目に見えるメリットがないと理解が進まない。
- 広域連携により改善効果があった具体的な事例を示すことが必要。
- 庁内勉強会等の開催が必要。
- 道が何らかのきっかけづくりをする必要がある。
- 首長からトップダウンで指示があれば取組は進捗すると考えられるが、様々なハレーションが起こりうることを考慮すると慎重であるべきではないか。

③ 財源確保

「財源確保」は連携の立ち上げ、維持に必要な財源の確保についての課題であり、市町村間の財政力格差や費用負担等の調整も必要となる。

広域連携の取組は長期的な視野で将来的な課題が顕在化する前に実施することが必要であるが、喫緊の課題への対応が優先され、広域連携に係る事業に着手しづらいう状況である。厳しい財政状況では、有限である財政的・人的資源の活用として他に優先されるべきものがある。

また、広域分散型の地域特性を有する北海道において、他県と比較して連携中枢都市圏や定住自立圏といった国の広域連携支援制度が使えない地域が多く、国の財政支援がないため広域連携が進みにくい状況がある。

<整理>

- 財政的・人的資源を含め、今後の資源制約の下で持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくために連携が必要であることについて理解を深める。
- 地域の実情に応じた広域連携支援制度の創設や、既存制度の要件緩和を国に対して要望していく。
- 国の広域連携支援制度が使えない地域においても、地域の実情や特性に応じた広域連携の取組が進められるよう、道として支援する必要がある。

④ 事務局負担

「事務局負担」は連携のとりまとめ役を担う市町村の事務負担を指し、事務局市町村に事務負担が偏ることとなり、この事務局負担の大きさが、新たな連携の立ち上げや維持のハードルとなっている。市町村間の事務負担の平準化が困難である。

<整理>

- 人口が多い市町村が事務局を担っている傾向にあるが、事業や分野によって事務局市町村を変えるなど、分担により事務局負担を減らすことを考える必要がある。
- 道（振興局）が事務局機能の一部を担うことなどを検討する必要がある一方で、振興局任せになって自主性が失われないよう留意する必要がある。
- 企画・事業内容検討までを事務局市町村が単独で行っている場合があり、連携市町村の検討の場が必要（検討の場はあるが、実質的な協議になっていない場合がある）。

⑤ 難しい連携テーマ

「難しい連携テーマ」への対応は、市町村事務の根幹となる事務分野についての

連携等において、各市町村のサービス内容の差の解消や課題に対する意識の差の解消など、合意形成にさまざまな困難を伴うことから、課題解消の難易度が高い状況となっている。

また、近隣の市町村同士でも課題が異なることがあり、既に広域連携の取組を進めている市町村間においても地域課題が異なる分野については取組が進んでいない。

<整理>

- 難しい連携テーマに対応するためには、長期的な視野で課題の共有を図る議論の場が必要だが、場の設置が負担になることや、場の設置が自己目的化しない工夫が必要。
- 課題を共有する地域において事業ごとに都度連携することも考えられるが、連携の枠組みがあれば連携が有効な案件が生じたときに取組が進めやすく、その枠組みの中で、同様の地域課題を持つ市町村同士が連携して取組を進めることができるため、連携地域の形成を目指す。
- 課題が共有されていても、市町村同士の意見がすり合わない場合に、それは各分野の課題自体の難しさで、連携自体の難しさではない場合もあることを認識し、議論のレベルを変えることも検討する。

表6 広域連携における一般的な課題

課題	内容	対応の方向性
① 未来予測	地域の未来予測が十分でないことや目指す未来像が明確でないことなどのため、連携して取り組むべき課題を見出せず、新たな取組が生まれない	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な広域連携には未来予測の作成は不可欠 ・未来予測の作成自体が課題となっており、何らかの支援が必要 ・現状直面している課題については、未来予測がなくても連携による取組は実施可能 ・日頃から周辺市町村と地域課題について情報共有や意見交換する場の設定が必要
② 庁内理解	市町村の広域連携を担当する部局は広域連携の必要性についてある程度理解があるものの、事業部局で理解が進んでいない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・目に見えるメリットがないと理解が進まない ・広域連携により改善効果があった具体的な事例を示すことが必要

		<ul style="list-style-type: none"> ・市内勉強会等の開催が必要 ・道が何らかのきっかけづくりをすることが必要
③ 財源確保	<p>厳しい財政状況で、連携の立ち上げ、維持に必要な財源の確保についての課題であり、市町村間の財政力格差や費用負担等の調整も必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくために連携が必要であることについて理解を深める ・地域の実情に応じた広域連携支援制度の創設等を国に対して要望 ・地域の実情や特性に応じた広域連携の取組が進められるよう、道として支援
④ 事務局負担	<p>連携のとりまとめ役を担う市町村の事務負担を指し、新たな連携の立ち上げや維持のハードルとなっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業や分野によって事務局市町村を変えるなど、分担により事務局負担を減らす ・市町村の自主性が失われない範囲で、道（振興局）が事務局機能の一部を担うことなどを検討 ・連携市町村同士の検討の場の設置
⑤ 難しい連携テーマ	<p>各市町村のサービス内容の差の解消や課題に対する意識の差の解消など、合意形成にさまざまな困難を伴うことから、課題解消の難易度が高い状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視野で課題の共有を図る議論の場が必要だが、場の設置が負担になることや、場の設置が自己目的化しない工夫が必要 ・連携地域を形成し、その枠組みの中で、同様の地域課題を持つ市町村同士が連携して取組を進める

（２）広域連携加速化事業の制度面での課題

広域連携加速化事業を実施してきた中で浮かび上がった課題を次の５点にまとめた。

① 事業の目的が十分に理解されていなかったこと

「市町村における持続可能な行政サービスの提供体制の確保」を目的としていることなどが十分には理解されておらず、産業振興分野を交付金の対象としてほしいという声があった。

また、施設整備等に係るいわゆるハード事業も交付金の対象としてほしいという声があった。施設整備等のハード事業は長期的な計画で起債等を利用して行うべきで、一時的な補助である本交付金を利用することは目的に合致しない。

これは道の説明が不十分であったことが第一原因であるが、市町村が新しい取組を実施するより、本交付金を利用して現状の課題に対応しようとしたこと、職員の異動が多く短期的な事業は定着が難しいこともある。短期的な成果を求め即時的な対応をするより、事業実施に至る十分な検討時間が必要である。

<整理>

- 広域連携の必要性の理解と、市町村において必要とされる事業の検討が必要。
- 一方で、道が連携を強調すると、市町村の主体的な取組であるところが、道の事業のためにやらされているという意識になりかねない。
- 地域における連携について、丁寧な検討が必要。

② 交付金が見える支援対象が限られていたため活用が低調であったこと

上記①にも関係するが、「持続可能な行政サービスの提供体制の確保」を目的とし、基幹的行政サービスの維持に係る分野を交付金の対象としていたことから、産業振興など広域連携の需要が多い分野が対象外としていたこともあり、本交付金の活用が低調であった。

<整理>

- 無制限に対象分野を拡大することは正しくなく、事業目的に応じて対象が決まるのは必要なことである。
- 活用が低調であったのは、上述したとおり、そもそも広域連携を推進する上での課題があることも大きい。
- 交付金対象外の分野の取組から連携が拡大することも期待されるが、需要が多い分野のみの取組しか進まないことも懸念されるため、どのような制度が最も有効であるか検討が必要。
- デジタル分野については、遠隔地における連携があり得ること。

③ 具体的な目標を厳密に求めなかった結果、成果が見えにくかったこと

本交付金事業においては、将来的な自走化を前提とし、支援期間内の短期間で具体的な成果を求めていなかったため、定性的な評価となり、数値化された具体的な成果が見えにくかった。

<整理>

- 10割補助の事業であり、基本的に自主財源を必要としないことから、地域に責任感を持たせるため、また、取組の状況や効果を定量的に把握するため、適切な成果指標（KPI）の設定が必要。

- 優良事例を他地域に横展開するためにも、成果を見えやすくすることは必要。

④ 交付金前提の事業実施となっている面があったこと

本交付金は定額交付の 10 割補助であるため、上限額ありきの事業設計と思われる件があり、真に必要な規模の事業であったかどうかについては疑問がある。

<整理>

- 広域連携の取組を実施するに当たっての課題が依然存在することから、取組を拡大するためには財政支援が必要。特に、10 割補助の制度は事業の取りかかりとして効果的であり、モデル的な事業を実施しやすく、その後の自走化にも繋がりがやすい。
- 一方で、市町村連携地域モデル事業と広域連携加速化事業で 10 割補助を 10 年継続している状況で、今後は市町村からも負担を求める形での事業構築の検討が必要。
- 上限額ありきの事業設計については、事業設計段階から道が関わることで対応可能。

⑤ 広域連携推進検討会議の開催が負担となっていたこと、また、協定の締結・ビジョンの作成等を求めたため、新規の取組へのハードルが高かったこと

上記「道の広域連携制度」で記載したとおり、広域連携加速化事業は（総合）振興局を単位として広域連携前進プラン（以下「前進プラン」という。）の策定や、連携して対応すべき課題についての意見交換の場として広域連携推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置している。このことは、国の連携支援制度を利用している地域については、別途ビジョン懇談会等を開催し、地域における総合的な広域連携を議論しているため、検討会議開催の必要性が乏しかった。

また、広域連携加速化事業の交付金を申請する場合、地域連携協定（以下「協定」という。）の締結とそれに基づく地域連携ビジョン（以下「ビジョン」という。）の作成を求めていたが、総合的な広域連携についての協定ではなく、いくつかの取組についての事業計画レベルのものにまで協定の締結を求めたことは、取組の実施に当たってのハードルとなっている面があった。

<整理>

- 地域ごとに連携の方向性を示す何らかのプランや実質的な議論の場は必要。
- 一方、国の連携支援制度を利用している地域については、主にその制度をベースに連携事業を実施しているため、国制度を利用していない地域と同種のプランの作成や検討会議の開催が必要かは検討する必要がある。必要に応じたもの

で良いとする考え方もある。国の制度と道の制度による取組が二重にならないようにうまく補うことが必要である。振興局をまたぐ取組にも配慮する必要がある。

- 道の連携支援制度を利用する場合は、連携の目的や取組をオーソライズされた形で示すものが必要であることから、協定やビジョン又はそれに類するものが必要。
- 人的負担が課題となっている現状で、道事業の都合で市町村に負担をかけることは避ける。
- これまでは、事業をベースに同じ課題を持つ市町村が協定を締結・ビジョンの作成をしたが、ある程度大きい連携の枠組みの中で、同様の地域課題を持つ市町村同士が連携して取組を進める方が機動的であるという考えもある。これは連携中枢都市圏や定住自立圏のような国の広域連携制度をイメージできるが、中心的な市を設定しない面で異なる。枠組みを作ることや、その運営をどのようにするかは時間を費やさない。
- ただしその場合、現実的な事業実施の枠を越えてその事業には不参加の市町村が議論に参加し続けることは機動的ではないことから、部会等の小枠組みで議論を進めるといったスキームが必要。

表7 広域連携加速化事業の制度面での課題

課題	内容	対応の方向性
①事業の目的の理解度	「市町村における持続可能な行政サービスの提供体制の確保」を目的としていることなどが十分には理解されていない	・広域連携の必要性や道の取組の理解と、市町村において必要とされる事業の検討が必要。
②交付金の支援対象	基幹的行政サービスの維持に係る分野を交付金の対象としていたことから、産業振興など広域連携の需要が多い分野を対象外としており、交付金の活用が低調	・事業目的に応じて対象分野が決まることは必要 ・活用が低調なのは、広域連携を推進する上での課題があることも大きい ・需要が多い分野の取組から連携が拡大することも期待されるが、その分野の取組しか進まないことも懸念されるため、どのような制度が最も有効であるかの検討が必要
③具体的な成	将来的な自走化を前提とし、支援	・取組の状況や効果を定量的に把握

果	期間内の短期間で具体的な成果を求めていなかったため、定性的な評価となり、具体的な成果が見えにくい	<p>することができる適切な成果指標（KPI）の設定が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例を他地域に横展開するためにも、成果を見えやすくすることは必要
④交付金前提の事業実施	定額交付の10割補助であるため、真に必要な規模の事業ではなく、上限額ありきの事業設計となっていたか	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の取組を拡大するためには財政支援が必要 ・特に、10割補助の制度は事業の取りかかりとして効果的である ・市町村からも負担を求める形での事業構築の検討は必要 ・上限額ありきの事業設計については、事業設計段階から道が関わることで対応可能
⑤新規の取組へのハードル	広域連携前進プランの策定や広域連携推進検討会議の開催を求めたこと、また、交付金を申請する場合に、地域連携協定の締結とそれに基づく地域連携ビジョンの作成を求めたことが、取組の実施に当たってのハードルとなっている面があったか	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに連携の方向性を示す何らかのプランは必要 ・国の連携支援制度を利用している地域等で既にプランと同様のものがある場合には、そのことを勘案する必要がある ・道の連携支援制度を利用する場合は、協定やビジョン等の形で連携の目的や取組をオーソライズされた形で示すものが必要

(3) 道と市町村の連携、道による市町村に対する補完

広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、道としては、地方分権の考え方をベースに、市町村の自主性・自立性を尊重することが基本であるとの考え方で、市町村間の広域連携による取組を支援してきたが、人口減少や高齢化などにより、小規模市町村を中心に市町村間の広域連携によっても対応困難な事例の増加、更なる深刻化も考えられるところであり、今後は今まで以上に、道と市町村の連携、道による市町村に対する補完も検討する必要がある。

① 道と市町村の連携

道と市町村の連携については、これまで各部局等がそれぞれ事務事業の効率化、効果増進、市町村との関係強化等のために実施してきた。その主な事例を整理したものが次の表8である。

表8 道と市町村の連携事業例

分野	事業名・会議名等	構成員・連携団体	目的・概要
教育	共同利用型校務支援システムの活用	道内 103 市町村 (令和5年4月1日現在)	校務の効率化等に有効である校務支援システムについて、全道で共同利用可能なシステムの構築を行い、スケールメリットによる調達コスト削減や教員が他校に異動した際のスムーズな業務移行に寄与する。
防災	巨大津波対策を考える会	振興局、管内市町村	津波により想定される被害を軽減するため、津波避難施設等の整備や、より避難意識を高めることなどハード・ソフト両面からの防災対策を推進するため、管内各町における津波避難対策を検討するにあたり、防災担当者が抱える課題や疑問、他団体の先行事例等の情報を共有する。
機能の集約化	道路整備事業	建設管理部、市	事業執行に伴う用地取得業務を市へ委託することにより、用地取得のより一層の円滑化を図る。
環境	再生可能エネルギー利活用促進事業	振興局、管内市町村	「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて自治体における公用車のEV化を支援・促進するため、振興局が中心となりEV導入自治体の運行データ(電費等)を整理し未導入自治体へ情報共有する。
人材の育成	土木・建築技術職員研修	道建設部、希望市町村、(一財)北海道建設技術センター	管内市町村の技術職員の人材育成・人材確保のため、道が実施している研修に市町村職員も参加して実施する。

なお、これらは主に独自の取組として実施されてきたものであり、道として共通の方針などによって行われてきたものではない。

<整理>

- 各部局等の取組事例を情報共有し、取組の横展開を考える。
- 他県の先進事例について、道での導入について検討を進める。
- 事務の共同化の場合、トータルの事務量は効率化されるが、事務処理担当課の人工数は増加せざるを得ない。増加分をどこが負担するのか検討が必要。

② 道による市町村に対する補完

第32次地方制度調査会の答申「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地域行政体制のあり方等に関する答申」において、都道府県による市町村の補完・支援体制の強化について触れており、整理すると次のとおり。

表9 都道府県による補完・支援

◆ 都道府県の役割の基本認識
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の自主性・自立性を尊重することが基本 ● 広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たす ● 市町村間の広域連携が困難な場合には、自ら補完・支援の役割を果たしていくことも必要
◆ 都道府県による補完・支援についての考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成12年に施行された地方分権一括法により、従来の都道府県の補完事務は再構成され、都道府県はかつてのように幅広く市町村の補完・支援に取り組んでいる状況にはない ● しかし、小規模市町村は相当数存在し、市町村の規模・能力は一層多様になっており、今後の人口減少によってこうした傾向の加速化が見込まれ、市町村間の広域連携によっても対応が困難な事案が増加しており、更なる深刻化も想定される ● こうした状況を踏まえ、都道府県は、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有した上で、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、これまで以上にきめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが必要である
◆ 都道府県による補完・支援の手法
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務の委託、事務の代替執行等、市町村に代わって事務を行う ● 都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する、協働的な手法 ● 都道府県と市町村の間の役割分担の合意を明確化しておくことが重要 ● 連携協約の活用

<整理>

- 市町村間の連携が困難な場合に、道の財政的・人的状況を踏まえた上で、市町村の求めに応じて道による補完・支援の役割を考える。
- 様々な主体との組織や地域の枠を越えた連携の環境整備については国が役割を果たす必要がある。

4 広域連携のあり方

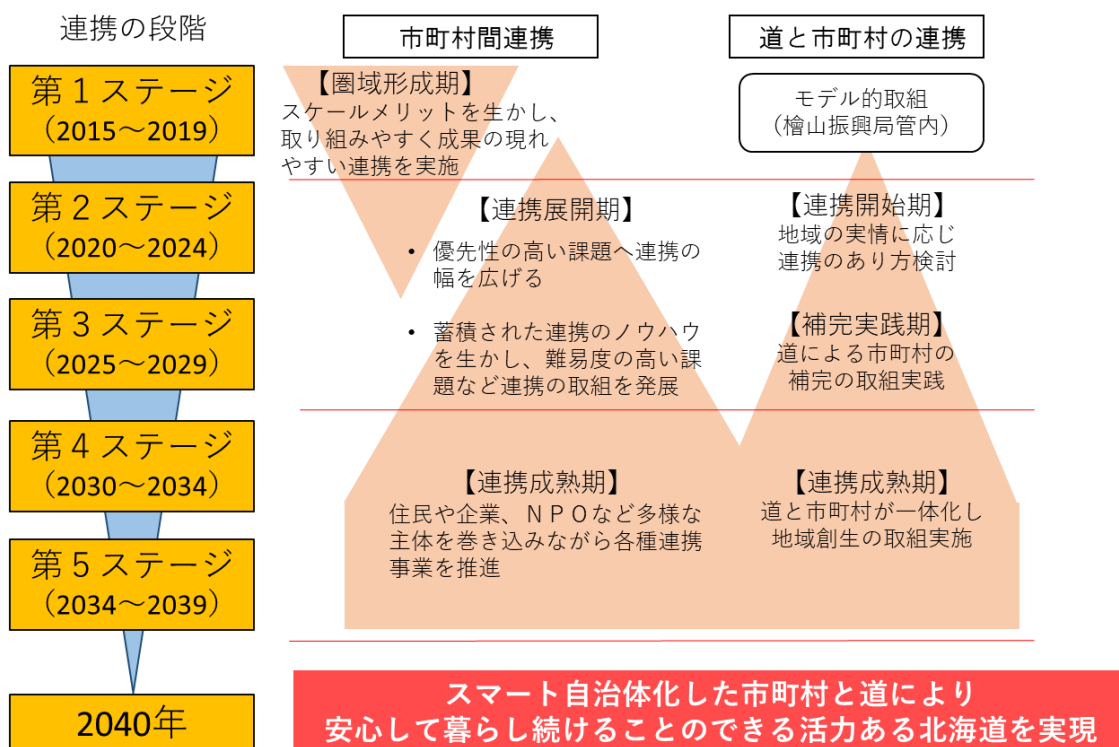
(1) 広域連携推進のイメージ

① 過去のワーキンググループにおける整理

令和元年に設置した前回のワーキンググループの最終報告書(令和2年(2020年)1月「北海道における自治体間連携及び事務の共同化の検討について 最終報告」)と提言に基づき、道の広域連携制度を検討し、令和2年度から令和6年度の期間で実施している広域連携加速化事業を開始することとなった。

この報告書において、2040年を見据えた北海道の広域連携推進イメージ(以下「推進イメージ」という。)として整理したものが図6である。

図6 2040年を見据えた北海道の広域連携推進イメージ(前回WG報告書)



これは、令和 22 年（2040 年）を念頭に、今後人口減少の進行により顕在化する各種課題を克服して行政サービスを維持・確保し、地域活性化等の地域創生の取組を実現していくためには、市町村が単独で取り組むこと、近隣市町村同士が連携して取り組むこと、道と市町村が連携して取り組むこと、それぞれを段階的に進めていくことが必要だとしている。

この整理はあくまで前回のワーキンググループにおけるもので、オーソライズされたものではないが、推進イメージとしてよく整理されていることから、これを利用して現状を検証する。

② 推進イメージにおける連携の段階

推進イメージでは連携の段階を第 5 ステージまで分けて整理し、令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）は第 2 ステージで、市町村間連携については、既に連携している地域は取組の幅を広げ、連携していない地域は取組を始める【連携展開期】で、道と市町村の連携については、地域の実情に応じ連携のあり方を検討する【連携開始期】に当たるとしている。

令和 7 年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）は第 3 ステージで、【連携展開期】として蓄積された連携のノウハウを活かし、難易度の高い課題など連携の取組を発展させるとともに、道と市町村の連携については、連携が困難な地域には道が補完機能を発揮することが求められる【補完実践期】に当たるとしている。

第 2 ステージと第 3 ステージにあたる 10 年間は、令和 22 年度（2040 年度）の人口規模でも行政サービスを維持し、地域活性化に取り組める体制を構築する期間である。

③ 現在の状況

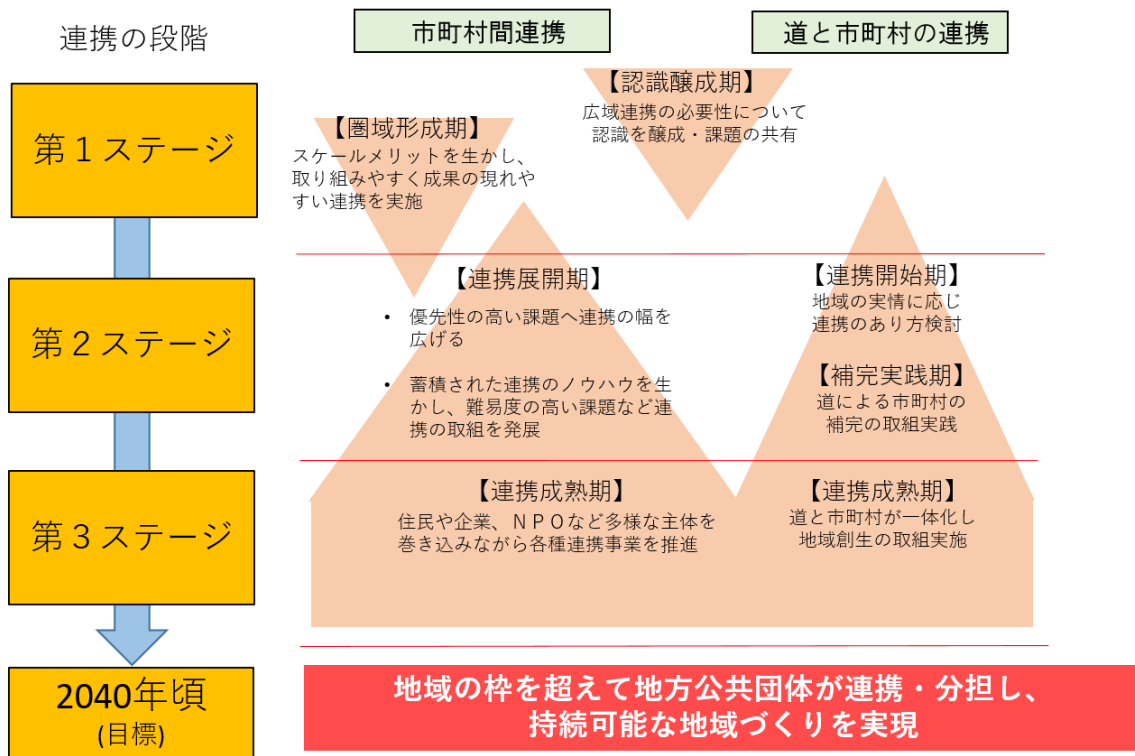
第 3 ステージを前にした令和 5 年度（2023 年度）現在、「2 広域連携の進捗状況」のとおり、広域連携に取り組む地域が増加している一方で、「3 広域連携の課題と対応の方向性の整理」のとおり、連携初期におけるものも含め多くの課題が存在する。

④ 今後の広域連携のあり方

順調に広域連携の取組が進捗している地域においては推進イメージはなお有効であるといえるが、進捗が遅れている地域やそもそも取り組めていない地域においては、スケジュールを後ろ倒しして、将来に向けて先行地域にキャッチアップすることも許容する必要がある。

これを踏まえて推進イメージを更新したものは図 7 のとおり。

図7 将来を見据えた北海道の広域連携推進イメージ（修正版）



2040年是一个节点，此后广域合作的举措将继续进行。因此，为了明确化，将「2040年」修正为「2040年頃」，并在括号内添加「（目標）」这样的文字。

第1阶段中，在广域合作的必要性方面达成共识的同时，为了明确化，设置了「认识醸成期」。各阶段的年数，因地域・分野而异，因此删除了。此外，在合作阶段中，将第3阶段作为模型举措（檜山振興局管内），在现实中也有其他可参照的举措，因此删除了。实现目标的部分，是广域合作事业中实现智能自治体化，并非只是「超越地域界限，地方公共团体合作・分担，实现可持续发展的地域建设」进行了修正。

(2) 广域合作的推进方法

广域合作推进时，理想的流程示例如下，但必须经历所有这些过程，否则广域合作就无法进行。如果门槛过高，现状中已经存在的课题，关于对应的流程是前后可行的。按领域逐一进行，从开始合作到合作，这种想法也是必要的。

① 地域的未来预测的作成・公表

- 客观的数据为基础的长期计划（见通し）的作成
- 行政需要や経営資源に関する长期的・客观的变化の見通しを整理
- 地域の課題への気づきを与えるもの

- ② 目指す未来像を議論
 - 地域の未来予測から逆算し、地域の置かれた状況を踏まえた地域の未来像を検討
 - 地域に関わる様々な主体（住民、議会、コミュニティ組織、NPO、企業等）の理解を得る
- ③ 対策の検討・決定
 - 広域連携での対応が必要か否かも含め、地域の実情に応じた対策の検討・決定
- ④ 持続可能な形で地域の生活機能の維持・確保に向けた取組
 - 各政策分野における取組の実施

（3）広域連携における留意事項

- 広域連携ありきではなく、事務の効率化や費用の削減などを追求したときに、結果として広域連携の手法が選択されるべきもの。
- 広域連携の推進に当たっては、市町村の自主性・自立性を尊重する必要があり、広域連携は地域の多様な事情がある中で取り組まれるもので、個々の課題に対し、画一的な取組を行うのではなく、多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択し、地域全体が納得した形で取組が進められるよう配慮していくことが必要である。
- 新たな市町村連携の必要性が各市町村の共通理解として浸透し、市町村連携に向けた機運が十分に醸成された上で、行政サービスが持続可能なものとするための実務的な検討・協議を速やかに行える体制が必要。
 - ① 広域連携が最適な解決策である場合は、活用を具体化させる意識を持つこと。
 - ② 主体的に執行体制を確保する意識を持つこと。
 - ③ 継続的に業務に関与する意識を持つこと。
 - ④ 関係者で平常時から緊密な意思疎通を図ること。
- 広域連携の取組が一定程度進んでいる地域においても、取組内容をより深化させる必要があること。
- 連携市町村間で負担が公平であること。
- ビジョン等、長期的な視野は必要だが、柔軟に見直せるようにすること。
- 広域連携により逆に効率性が阻害されたり、単独で取り組むより労力がかかる可能性があり、連携が自己目的化しないようにすること。
- 国や道の広域連携制度を利用しない市町村同士の自主的な連携も積極的に取り組むこと。
- 道と市町村の連携、道による市町村に対する補完について、道と市町村の連携は対等な関係において実施されるものであり、どちらかに依存するものではない。

5 道の広域連携の推進の取組

(1) 今後の方向性

- 市町村間の連携について、連携の枠組みが形成され取組が進んでいる地域については取組を展開・発展させるために、取組が進んでいない地域については新たな枠組みで取組を進めるため、広域連携加速化事業に引き続いて支援を実施していくことが必要である。
- 特に、広域連携の動きが見られない地域については、広域連携の必要性について認識を醸成するための取組が必要。
- 推進イメージで整理したとおり、2040年頃を見据えた広域連携を段階的に進めていくことが想定される。ただし、地域によってその進捗スピードは異なることには配慮が必要。
- また、連携の取組が進んでいる地域においても、取組分野によって進んでいる取組と進んでいない取組があり、分野ごとに取組の進捗スピードが異なることから、必要な支援が異なることに配慮する。
- 広域連携は地域の多様な事情がある中で取り組まれるものであり、個々の課題に対し、画一的な支援を行うのではなく、どのような内容・関わり方の支援が求められているのか、あるいは求められていないのか、地域全体が納得した形で取組が進められるよう配慮していくことが必要。
- これまでは、広域連携は、市町村の自主的な取組として行われるものであることを重視して道は調整機能を果たしてきたが、この理念を損なわない範囲で、さらに道が積極的に関わっていくことが必要。ただし、希望しない地域に深入りはしない。
- 将来的な自走化が前提であり、自走化を前提としない取組は支援の対象外とする。
- これまで広域連携制度に取り組む地域数や取組数、すべての市町村で連携の取組を実施することを目標（成果指標）としてきたが、令和7年度以降は各地域の取組を推進する目標（成果指標）を新たに設定する。

表10 参考：成果指標の設定状況（R5時点）

指標項目	出典根拠	基準値		実績値		目標値	
		数値	年度	数値	年度	数値	年度
国や道の広域連携制度に取り組む地域数	北海道総合計画	12 地域	H26 (2014)	28 地域	R4 (2022)	25地 域以上を 維持	R7 (2025)

国や道の制度を活用し、広域連携に取り組む市町村数	北海道創生 総合戦略	158 市町村	R1 (2019)	178 市町村	R4 (2022)	全市 町村	R6 (2024)
広域連携前進プランに基づく広域連携取組数	北海道創生 総合戦略	新規	R1 (2019)	62件	R4 (2022)	50件	R6 (2024)

(2) 取組推進に必要な支援

これまでの整理を踏まえ、具体的な取組への財政支援を継続しつつ、取り組みに至るベースの部分についての支援も強化する必要があると考えられ、想定される支援内容を次のとおり二本立てで整理する。

① 財政支援

- 広域連携の取組を実施するに当たっての課題が依然存在することから、連携の立ち上げ、取組を拡大や維持をするためには財政支援が必要。
- 財源確保は連携の取組を実施する上での大きな課題であり、短期の支援期間では連携事業の縮小が避けられず、結果として成果目標の不達成や、圏域の不安定化を招く可能性がある。
- 定住自立圏や連携中枢都市圏では継続して行う連携事業に対する財政支援の年限はないことから、安定的な財源が確保できている。国の広域連携制度を利用できない地域からはこれにならった支援を求められている。
- 補助制度は事業の取りかかりとして効果的であり、モデル的な事業を実施しやすく、その後の自走化にも繋がりやすい。補助制度が広域連携を進める誘因となるよう、交付金の対象分野・対象地域について、デジタル技術などの新規分野を対象とすることなど、交付金の利用実績を踏まえそのあり方の再検討が必要。
- 取組の内容や成果を他の地域に横展開することを前提とした制度設計が必要。
- 今後、市町村連携地域モデル事業や広域連携加速化事業に引き続き財政支援制度を設ける場合は、長期的目標の事業に取り組めるよう、上記を考慮する必要がある。

② 財政支援以外の支援

- 財政的な理由以外に、広域連携の推進における課題として、地域の未来予測が不十分であること、事務局市町村の負担が大きいこと、市町村間の調整が困難なことなどがある。これらについて、道が調整役を担うことや、事務手続きを積極的に支援することなどを検討する必要がある。
- 財政支援以外の支援の具体例としては、市町村からどのような取組をすればよい

のかわからないという声が多かったことから、先進事例等の情報提供を実施、また、市町村が自主的に連携に向けた協議を開始する契機がないと考えられることから、道が課題認識や意向の把握に務め、情報提供や市町村が課題解決に向けた協議や意見交換をする場を設定、さらに、市町村の希望に応じて事業の企画や設計の段階から事務的な支援を実施することなどが考えられる。

(3) 道と市町村の連携、道による市町村に対する補完

- 現状、各部等において必要に応じて実施してきた連携事業の横展開を図る。具体的には、事業を分野・取組ごとに整理し、各部局等と市町村の連携可能性を検討した上で、可能なものから取組を進める。
- 振興局による市町村支援が円滑に進むよう、本庁側では専門的・技術的な課題に対する振興局からの相談窓口の整備や各部局との連携を進めるなど、環境整備を行う。
- 事務が定型的で裁量の余地が小さく、地域ごとに独自性を発揮する必要がない事務、スケールメリットによる合理化・効率化、高度化が期待できる事務、専門性が高く、ノウハウの蓄積のために一定の処理件数を確保する必要がある事務等については、道が調整役として、枠組みを超えた調整が可能であり、マニュアル化するなど連携を推進するための整理をする。
- 広域分散型の地域特性である道では、他県の事例をそのまま導入することは困難であり、全道的な展開には時間を要することから、促進検討会で検討を進める。